

平成23事業年度

業 務 実 績 報 告 書

独立行政法人海技教育機構

目 次

第1章 業務運営評価のための報告

I はじめに	・・・ 1
II 業務運営に関する報告	・・・ 2
1. 中期目標の期間	・・・ 2
2. 業務運営の効率化に関する事項	・・・ 2
3. 国民に対して提供するサービス	
その他の業務の質の向上に関する事項	・・・ 7
4. 財務内容の改善に関する事項	・・・ 28
5. その他業務運営に関する重要事項	・・・ 34

第2章 自主改善努力評価のための報告

・・・ 39

添付資料一覧

- 資料 1：平成 23 年度人事交流の実績
- 資料 2：平成 23 年度海技士国家試験の実績
- 資料 3：各校の資格取得に関する取組
- 資料 4：寮生活による指導の概要
- 資料 5：平成 23 年度寮生活アンケートの結果
- 資料 6：保護者会等の開催について
- 資料 7：平成 23 年度保護者アンケートの結果
- 資料 8：平成 23 年度海事関連企業への就職率
- 資料 9：就職に関する取組
- 資料 10：意見交換会の実施
- 資料 11：平成 23 年度教職員研修の実績
- 資料 12：本科及び専修科への応募状況
- 資料 13：各校の広報活動に関する取組
- 資料 14：平成 23 年度広報活動の実績
- 資料 15：平成 23 年度研究項目の一覧
- 資料 16：平成 23 年度研究発表の一覧
- 資料 17：平成 23 年度委員等派遣の実績
- 資料 18：平成 23 年度ホームページアクセス数
- 資料 19：宮古校被災への対応状況
- 資料 20：宮古校仮校舎の新聞記事

第1章 業務運営評価のための報告

I はじめに

この報告書は、「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」（平成14年2月1日国土交通省独立行政法人評価委員会決定、平成15年3月18日、平成16年2月23日及び平成18年3月9日国土交通省独立行政法人評価委員会改定）に基づき、独立行政法人海技教育機構の平成22事業年度業務実績評価のために提出する。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期計画において中期目標期間における項目の目標が具体的数値（目標値）により設定され、かつ、年度計画において当該年度における当該項目の目標が目標値により設定されている場合とそれ以外の場合について、それぞれ概ね次の形式で報告する。

<目標値が設定されている場合>

（中期目標）

大項目－中項目－小項目

（中期計画）

大項目－中項目－小項目

（年度計画における目標値）

大項目－中項目－小項目

① 年度計画における目標値設定の考え方

--

② 実績値及び取組み

--

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

<上記以外の場合>

（中期目標）

大項目－中項目－小項目

（中期計画）

大項目－中項目－小項目

（年度計画）

大項目－中項目－小項目

① 年度計画における目標設定の考え方

--

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

--

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

Ⅱ 業務運営に関する報告

1. 中期目標の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標)

2 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化の推進

児島清算室の廃止、教育管理業務の効率化により、要員の縮減等を進め、より効率的な組織運営体制を確立する。

(中期計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化の推進

海技大学校児島分校の校舎の廃止に伴い重要な財産を適切に処理するために設置した児島清算室は、児島分校の処分に係る業務終了後速やかに廃止する。

また、教科書改訂作業等、各校教務事務の一部を本部へ移行することによる教育管理業務等の業務運営の効率化、アウトソーシングの活用等により、要員の縮減等を進め、より効率的な組織運営体制を確立する。

(年度計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化の推進

児島清算室については、土壌汚染調査、地下埋設物調査等の所要の業務を終了後速やかに廃止する。

また、現在各校の分担で行っている教科書改訂作業、生徒募集案内の送付、廃校となった学校の学籍簿管理及び卒業証明書等の発行等の教務事務について、本部への移行を進め、各校の事務の軽減を図りより効率的な組織運営体制に努める。あわせて、各データの電子化による業務運営の効率化を検討する。

① 年度計画における目標設定の考え方

組織運営の効率化を図るため、児島清算室を廃止することとした。

また、業務運営の効率化を目指し、各校の共通業務について本部への移管を進めるとともに、業務データの電子化を検討することとした。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

(a) 児島清算室の廃止

地下埋設物調査、敷地用地測量等の所要の業務を終え、児島清算室を廃止した。

なお、重要な財産(土地・建物等)の国への返納については、関係省庁等と引き続き協議を行って対応することとしている。

(b) 各校教務事務の本部移管

従前、各校で行っていた次の業務を本部へ移行し、各校の事務負担の軽減を図るとともに、より効率的な組織運営に努めた。

- ① 教科書改訂
- ② 高校への学生募集案内(専修科)の一括送信
- ③ 受験希望者や訪問校への配布用入試過去問題集の作成
- ④ 廃校分学籍簿の本部移管と当該卒業生の卒業証明書等の交付(3か年の計画で順次移管を開始)
- ⑤ 奨学金の受け払い

(c) 諸データの電子化及び共有化

機構本部において、イントラネット上に共有ディスクを整備し、業務情報の電子化及び共有化を推進することで、事務の効率化を図った。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

2 業務運営の効率化に関する事項

(2) 人材の活用の推進

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るために、航海訓練を行う航海訓練所、座学を行う船員教育機関7校(商船系大学2校及び商船系高等専門学校5校)及び海運会社との人事交流を積極的に推進する。

また、組織の一層の活性化を図るために、海事関連行政機関等とも人事交流を積極的に推進する。

(中期計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 人材の活用の推進

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施、組織の一層の活性化を図るために、航海訓練所、船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と期間中に50名以上の人事交流を図る。

(年度計画における目標値)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 人材の活用の推進

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施、組織の一層の活性化を図るために、航海訓練所、船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と10名以上の人事交流を図る。

① 年度計画における目標値設定の考え方

大学等の船員教育機関、海事関連行政機関及び民間の海運企業等の知見を積極的に活用して組織の一層の活性化を図るために、中期目標期間中に50名以上の人事交流を実施することとし、平成23年度については、年度中の交流目標者数を10名以上とした。

② 実績値及び取組み

国土交通省、航海訓練所及び海運企業と16名(受け入れ8名、派遣8名)の人事交流を行った。

これらの人事交流により、職員の情報収集や他機関との交渉スキルなどの事務能力の向上及び海運企業から受け入れた教員が有する船舶に関する最新の知識・技能を踏まえた船用機器の取り扱い方法を授業に取り入れるなど、より実践的な業務、教育が可能となった。

資料1 平成23年度人事交流の実績

③ 実績値が目標に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

第1期中期目標期間における人事交流実績

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
11名	22名	10名	16名	8名	67名

(中期目標)

2 業務運営の効率化に関する事項

(3) 業務運営の効率化の推進

管理部門の簡素化、アウトソーシングの活用、及び「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき設置した契約監視委員会による契約の適正化などにより、一般管理費及び業務経費を節減し、業務運営の効率化を図る。

一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を6%程度抑制する。

また、業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を2%程度抑制することとする。

(中期計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化の推進

① 管理部門の簡素化、アウトソーシングの活用及び「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき設置した契約監視委員会による契約の適正化等により、一般管理費及び業務経費の節減を図り、業務運営の効率化を図る。

② 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、経費節減について、監事監査等のモニタリングにより、自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を6%程度抑制する。

また、業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、船舶管理コンサルタントの活用等により、

中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を2%程度抑制する。

（年度計画における目標値）

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（3）業務運営の効率化の推進

- ① 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行い、適切な見直しを行うことにより、本年度予算は、対前年度比3%を抑制する。
- ② 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務の効率化等に努めることにより、平成23年度予算は、対前年度比1%を抑制する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

一般管理費及び業務経費について、中期計画目標値を達成するため、期間中にそれぞれ6%程度及び2%程度の抑制を図ることを目標に設定した。

② 実績値及び取組み

- ① 経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行い適切な見直しを行うことにより、本年度予算における一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）を対22年度比4%（5,364千円）抑制した。
- ② 契約に係る自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う等により、本年度予算における業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）を対22年度比5%（18,463千円）抑制した。

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

2 業務運営の効率化に関する事項

（3）業務運営の効率化の推進

（中期計画）

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（3）業務運営の効率化の推進

（年度計画）

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（3）業務運営の効率化の推進

- ③ 社会保険労務士との顧問契約を締結し、労務関係業務を効率的に実施する。
また、契約監視委員会により仕様書等契約の内容を継続的に見直すこと等により競

争性を確保するとともに、経費節減については、監事監査等のモニタリング等により、自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。

さらに、本年度に実施予定である校内練習船の中間検査等において、船舶管理コンサルタントを活用する。

① 年度計画における目標設定の考え方

多様化・複雑化する労務管理及び社会保険制度に適切に対応するため、また、船舶関係の契約においても専門の知識を必要とするため、専門家の知見を活用して効率的に業務を遂行することを目標として設定した。

契約においては、自己評価を厳格に行うことにより競争性を確保するための目標を設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

③ 顧問契約等

(a) 社会保険労務士との顧問契約

社会保険労務士と顧問契約を締結し、多様化・複雑化する労務管理及び社会保険制度に適切に対応できるようにした。

平成 23 年度に社会保険労務士を活用して処理した主な案件は次のとおり。

- ・ 次世代育成支援対策推進法^{*1} (平成 15 年法律第 120 号)に基づいた行動計画の策定
- ・ 非常勤職員の労働条件通知書の確認
- ・ 障害者雇用促進法に基づく障害者雇用状況報告書の提出に当たって、障害を持った職員が退職したことに対する取り扱いの処理 他

(b) 契約における競争性の確保等

物品の調達等に当たっては、仕様書の作成内容を継続的に確認・点検を行うことで、契約の競争性を確保するとともに、監事監査により厳格にモニタリングを行い契約の適正化を図った。

(c) 船舶管理コンサルタントの活用

平成 23 年度には、3 校の校内練習船の中間検査及び 1 校の修繕工事を実施するに当たり、船舶管理コンサルタントを活用し、本船の現況と過去の修繕記録等を検証の上仕様書を作成、また、請負業者との折衝及び工事監督を行った。

この取組により、当初の見積額 3,590 万円より 940 万円安価の、2,650 万円で工事を行うことができた。

^{*1} 次世代育成支援対策推進法：少子化の流れを変え、次世代を担う子供たちの健全な教育を図ることを目的に施行された法律

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

「独立行政法人海技教育機構法」第11条第1項第1号に基づき、船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授する。

また、「独立行政法人海技教育機構法」第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成16年法律第31号)第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。

海技教育の実施に当っては、国際条約の改正等に的確に対応するとともに、船員教育・訓練機関及び海運業界と連携して、海運業界に必要な船員像の明確化及びニーズの一層の精査を行った上で、国の政策に沿って、必要とされる教育を効果的・効率的に行えるよう、教育体制を見直すものとする。

① 海技資格の取得を図るための教育(以下「資格教育」という。)

イ 船員養成事業については、海技課程の本科及び専修科の期首の入学定員を350名とし、近い将来、船員の不足が深刻化するとの認識を踏まえて、海運業界の需要を見極めた上で、中期目標期間中に入学定員を見直し、期末までに新たな養成規模で教育を実施する。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

① 資格教育

イ 入学定員

海技課程本科(以下「本科」という。)及び海技課程専修科(以下「専修科」という。)の資格教育については、本年度の入学定員を350名とする。

また、期中においては、海運業界の船員の需要を見極めた上で、入学定員を見直し、その養成規模で教育を実施する。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

① 資格教育

イ 入学定員

海技課程本科(以下「本科」という。)及び海技課程専修科(以下「専修科」という。)の資格教育については、本年度の入学定員を350名とする。

① 年度計画における目標設定の考え方

海技課程の入学定員は中期目標、中期計画に従って350名とした。

② 実績値及び取組み

① 資格教育

イ 入学定員

海技課程本科(以下「本科」という。)及び海技課程専修科(以下「専修科」という。)の資格教育については、入学定員を第1中期目標期間中において、当時の船員労働市場の需要規模に合わせて350名程度にすることが中期目標とされ、それに従い、入学定員をこれまでの380名(本科140名、専修科240名)から350名(本科120名、専修科230名)とした。

なお、国土交通省海事局が開催した『船員(海技者)の確保・育成に関する検討会』の報告では、「今後の内航船員不足に対応するため、海上技術学校・短大の養成定員の見直しについて、地域の事情や内航海運業界のニーズ等を踏まえつつ、海上技術学校・短大全体としてより効率的な船員養成が可能となるよう検討する。」とされている。当機構としても、海事局等と協議を行うなどして海運業界の需給を見極め入学定員の見直しを行うこととしている。

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 平成23年度入学実績

	定 員	入学者
本 科	120名	141名
専修科	230名	245名
計	350名	386名

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

① 海技資格の取得を図るための教育(以下「資格教育」という。)

- ロ 海技課程の本科及び専修科の教育については、航海訓練所の内航用練習船を活用した新たな訓練の導入を踏まえて、航海訓練所との連携を強化し、効率的かつ効果的に船員を養成できるよう教育内容を見直す。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

① 資格教育

ロ 即戦力化

本科及び専修科の教育については、航海訓練所の内航用練習船を活用した新たな訓練を踏まえて、航海訓練所との連携を強化し、即戦力化を図る。

また、海運業界が求める船内供食、栄養・衛生管理に関する教育をより充実させること等により、効率的かつ効果的に船員を養成できるよう教育内容を見直す。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

① 資格教育

ロ 即戦力化

本科及び専修科の教育について即戦力化を図るため、航海訓練所の内航用練習船を活用した新たな訓練に対応したカリキュラム作成等について、航海訓練所との間で作業部会を設置して検討する。

また、海運業界のニーズを的確に把握した上で、船内供食、栄養・衛生管理に関する教育をより充実すること等により、効率的かつ効果的に船員を養成できるよう教育内容を見直す。

① 年度計画における目標値設定の考え方

本科及び専修科の教育について、航海訓練所と連携して即戦力化を図るため、また、海運業界のニーズに的確に対応するための目標を設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

ロ 即戦力化

(a) 航海訓練所との連携

本科及び専修科の教育について即戦力化を図るため、航海訓練所との作業部会を立ち上げ、年度中に4回の会合を開催し、航海訓練所の内航用練習船を活用した新たな教育訓練案を策定し、「教育訓練プログラム」を策定するとともに、視聴覚教材の作成を行うこととした。

また、上記「教育訓練プログラム」を策定するに当たり、航海訓練所の職員に座学現場における教育施設・内容の理解を深めてもらうことを目的に、国立清水海上技術短期大学校及び国立館山海上技術学校において、航海訓練所の職員延べ13名による施設見学を受け入れた。さらに、内航業界のニーズを把握するため、航海訓練所の練習船「青雲丸」において開催された内航船社視察会に当機構の職員が参加した。

(b) 船内調理教育の充実

船内供食、栄養・衛生管理に関する教育については、別々の行程で行うことが常識であった下ゆでとあく抜きを、食品の衛生面に配慮しつつひとつの行程で行い、より短時間で水の量を節約して調理できる手順にするなど、教本を改良した。

また、若い世代の食生活の改善に関して、正しい食事の時間帯や偏食の防止など、食育に関する指導を充実させた。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

① 海技資格の取得を図るための教育（以下「資格教育」という。）

ハ 国際条約で求めている海技資格の取得については、補講、模擬試験、個別指導等

の実施により、教育効果を高め、海技従事者国家試験の合格率の維持・向上を図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

(1) 海技教育の実施

① 海技資格

ハ 合格率

資格教育については、補講等の自主講座、模擬試験、個別指導を行って教育効果を高め、目標とする海技士国家試験の合格率を、専修科及び海技専攻課程海上技術コース（以下「海上技術コース」という。）においては90%以上、本科においては75%以上とする。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

(1) 海技教育の実施

① 海技資格

ハ 合格率

資格教育については、補講等の自主講座及び模擬試験の充実、個別指導等の徹底により、目標とする海技士国家試験の合格率を、専修科及び海技専攻課程海上技術コース（以下「海上技術コース」という。）においては90%以上、本科においては75%以上とする。

① 年度計画における目標値設定の考え方

補講等の自主講座、模擬試験及び個別指導等をより充実させ、中期計画の目標値を達成するための目標を設定した。

② 実績値及び取り組み

ハ 合格率

資格教育については、次に掲げる取組により、合格率の目標値を上回る実績を上げることができた。

○ 合格実績

	目標値	実績値
本科	75%	77.2%
専修科	90%	95.1%
海上技術コース(専攻を除く)	90%	100%
海上技術コース(専攻)	—	100%

- ・ 本科：四級海技士(航海及び機関両方)
- ・ 専修科：四級海技士(航海及び機関両方)
- ・ 海上技術コース：三級海技士(航海若しくは機関)

○ 資格教育における取組

- ・ 補講等の自主講座

習熟度別クラス編成での補講、合宿による指導などを実施した。

- ・模擬試験の充実

試験対策として、出題傾向を分析し、重点的に学習するなどの対策を講じたほか、模擬口述試験を実施して、大きな声で明確に応える訓練を行うなどきめ細かな指導を行った。

- ・個別指導の徹底

生徒・学生の個々の弱点を授業や試験等で把握し、補講等で補強した。

- ・メンタル面の強化

メンタル面では、常日頃から生徒・学生に対し、船員を職業とするのに資格取得がいかに重要であるか等の意義を説き、国家試験勉強のやる気を鼓舞し、普段の授業においても、各分野に国家試験に関連した問題を取り入れるなど、国家試験を意識させ免許取得意欲の維持に努めた。

- ・教材の工夫

授業で使用する教材には、「1日の講習内容を航海・機関それぞれ5ページにまとめ、毎日の学習量を明確化」(館山校)、「問題集の改訂にあたり、各問題の国家試験での出題状況を添付」(清水校)、など各校で工夫を行っている。

- ・基礎学力の向上

基礎学力向上を目指して読書の奨励、漢字の書き取り、計算練習を実施するとともに、成績不振者を対象として適宜に補講を行うなど生徒・学生の学力の底上げを図った。

資料2 平成23年度海技士国家試験の実績

資料3 各校の資格取得に関する取組

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 海技士コースの合格実績

三級海技士(航海) 100%(7/7人)

三級海技士(機関) 100%(5/5人)

四級海技士(航海) 100%(6/6人)

四級海技士(機関) 100%(9/9人)

五級海技士(航海) 100%(4/4人)

五級海技士(機関) 100%(5/5人)

なお、海上技術コース(専攻)においては、三級海技士はもとより、全員が入学年度に二級海技士、卒業までに一級海技士の筆記試験に合格している。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

- ② 船舶運航実務課程の講習等については、実施する講習が、真に独立行政法人が行うべきものであるかどうかについて、海運業界等のニーズを踏まえた検討を行い、平成23年度中に講習全体を見直す。

(中期計画)

- 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

② 実務教育

海技士資格取得以外の講習等については、実施する講習が真に独立行政法人が行うべきものであるかどうかについて、海運業界等のニーズを踏まえた検討を行い、平成23年度中に講習全体の見直しを行う。

(年度計画)

- 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

② 実務教育

海技士資格取得以外の講習等については、作業部会等を設置して海運業界等のニーズを踏まえつつ、実施する講習が真に独立行政法人が行うべきものであるかどうかについて検討を行い、本年度中に講習全体の見直しを行う。

① 年度計画における目標設定の考え方

実務教育をより効率的に実施するため、各講習の点検・見直しを行うこととした。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

② 実務教育（運航実務コースの見直し）

船舶運航実務課程の運航実務コースは、これまで自己収入の拡大を図る必要から、ユーザーの要望にきめ細かく対応してきた反面、設置コースが多岐にわたり非効率な状況にあった。これを見直すため、作業部会を設置し、実施する講習を、133 コースから 70 コースに整理することとした。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

- 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

- ③ 船舶運航実務課程の水先人教育については、水先人の安定確保に資するため、その教育を的確に実施するとともに、関係者と連携して、これまでの教育実績・成果を検証し、教育の質の向上を図る。

(中期計画)

- 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

③ 水先人教育

水先人の安定確保に資するため、平成 19 年度に船舶運航実務課程に設置した水先コースについて、関係者との連携を強化し、その教育を的確に実施するとともに、これまでの実績・成果から受講者の能力の検証・分析を行い、教育に反映させ、その質の向上を図る。

(年度計画)

- 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

③ 水先人教育

水先コースについては、関係者と情報を共有する等連携を強化し、その教育を的確に実施するとともに、これまでの実績・成果から受講者の能力の検証を行い、今後の教育への反映、その質の向上を図る。

① 年度計画における目標設定の考え方

水先人教育を開始してから 5 年が経過したこと契機に、教育内容の点検を行い、より効果的・効率的な教育とするための目標を設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

③ 水先人教育

水先コースについては、「水先実務者会議」、各水先区の「タグ研修事前説明」などに出席し、意見交換を行うなど関係者との連携を強化することに努めた。

また、一級水先人教育を開始してから 5 年、三級水先人教育については 3 年が経過したことから、海技大学校においては、水先人会に対して、現行シミュレーションシステムの評価、指導上の問題点等の教育内容及び水先修業生の資質や業務知識の多寡等に関するアンケート調査を実施し、受講者の能力の検証を行うとともに、講義内容について再確認をするなどの見直し及び以下の取組を行った。

- ・ 規定時間以外の少人数グループによる英語の補講
- ・ 校内練習船を活用した狭水道操船及び離着岸操船機会の提供
- ・ 英語での面接も含めた合計 10 回の模擬試験
- ・ シミュレーションのシナリオのマンネリ化防止(条件設定変更や内容の深度化)

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 水先人国家試験の合格実績

	平成22年度	平成23年度
一級水先人	87.5% (7/8)	90% (9/10)
三級水先人	100% (5/5)	100% (5/5)

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

- ④ 船員及び将来の海技者としての意識を高めるため、統率力、協調性、柔軟性などの資質の涵養の強化を図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

④ 資質教育

本科及び専修科においては、寮生活における生活指導を充実させ、集団生活の理解を深め、統率力、協調性、柔軟性等の資質の涵養を目的とし、生活指導を一層充実・強化する。

また、本科においては、保護者会の定期的開催及び連携強化により、生活指導の充実を図る。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

④ 資質教育

本科及び専修科においては、寮生活における生活指導を充実・強化する。

また、本科においては、保護者会を定期的に年2回以上開催するとともに、保護者との連携強化により、生活指導の充実を図る。

① 年度計画における目標値設定の考え方

本科及び専修科の教育の特色の1つである寮生活の指導、また、保護者との連携を強化して生活指導を充実させるための目標を設定した。

② 実績値及び取組

④ 資質教育

(a) 寮生活指導の充実・強化

・ 原則全寮制による指導

原則として全寮制とし、物理的な制約のある環境の中で、定められた日課にしたがって団体生活を行い、当直生徒・学生制度や各種委員会の活動を通して、積極性や自主性、協調性等が育まれるような体制で指導を行った。

また、学校毎に生徒会による声かけ活動、委員会活動の活性化、専門委員会への全寮生配置、生活態度の点数評価制度、表彰制度等の新たな取り組みや指導方法の改善を行い、教育効果の向上に努めた。

・ 寮生活の意義の啓蒙

寮生活の日課や規律が、船員としての資質涵養につながるものであることを、入学時

の説明や研修、朝礼など、機会ある毎に説明するとともに、各校毎に教員の体験談や卒業生による講演の実施、新たなプレゼンテーションソフトの作成等により、その重要性の理解促進に努めた。

- ・ 寮生活アンケートの実施

寮生活における教育効果の向上や、生活環境の改善に資するため、これまで本科のみで実施していた寮生活アンケートを専修科でも開始した。

アンケートの結果、寮生（本科及び専修科）の 83%が、「寮生活が将来自分のためになる」と回答するなど、一定の効果が伺えたほか、礼儀・協調性・積極性の意識が不足していることが分かった専修科校では、朝礼での指導や清掃・整備作業の強化に取り組み、その改善を図ることができた。

資料4 寮生活による指導の概要

資料5 平成23年度寮生活アンケートの結果

資料6 保護者会等の開催について

資料7 平成23年度保護者アンケートの結果

③ 実績値が目標に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

- ⑤ 海事関連企業への就職については、企業訪問等の求職活動や就職指導を強化することにより、就職率を維持・向上するよう努めることとする。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

⑤ 就職率

企業訪問等の求職活動や就職指導の強化、また、乗船体験（インターンシップ）の活用によるミスマッチの回避等により、海事関連企業への就職率を、専修科及び海上技術コースにおいては90%以上、本科においては75%以上とする。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 海技教育の実施

⑤ 就職率

早期からの活動の開始、企業訪問先の新規開拓等求職活動の拡大や就職指導の強化、また、内航海運業界の協力を得ての乗船体験（インターンシップ）を活用することにより、海事関連企業への就職率を、専修科及び海上技術コースにおいては90%以上、本科においては75%以上とする。

① 年度計画における目標値設定の考え方

海事関連企業からの求人数が伸び悩む中、効果的な就職活動を指導し、中期計画の目標値を達成するための目標を設定した。

② 実績値及び取組み

⑤ 就職率

下記に掲げる取組により、海事関連企業への就職率は、目標率を上回る実績を上げることができた。

○ 就職実績

	目標値	実績値
本科	75%	96.3%
専修科	90%	97.8%
海上技術コース	90%	100%

*海上技術コースは専攻を除いた数値

○ 就職に関する主な取組は次のとおり

・ 職員による船社訪問

授業の合間等を利用して各校の職員が積極的に船社を訪問し求人を依頼した。船社訪問の数は前年度481社であったものを523社に増やし活動を強化した。

- ・ 就職意識の向上
入学後の早い時期から就職ガイダンス等を実施することにより、就職に関する意識の向上を図るとともに、三者(本人、保護者、教員)面談により保護者にも状況を理解いただいた。
- ・ 就職情報の収集
生徒・学生が就職に関する正確な情報を把握するため、図書館に就職情報コーナーの設置(小樽校)、パソコンでの会社情報収集の指導、卒業生からの情報収集などを行った。
- ・ 就職活動への支援
生徒・学生に対し積極的な船社訪問の推奨や自己アピールの指導を行うとともに、面接試験の心構えや履歴書の書き方などをわかりやすく解説したマニュアルを作成し生徒・学生を支援した。
- ・ ミスマッチの防止
内航乗船体験^{*2}をとおして、就職におけるミスマッチを防止するとともに、船員志望の意識を高める取組を実施した。

＊2 内航乗船体験

内航船に一定期間乗船し、船の実務を体験学習することにより、新人船員の定着率に大きな影響を与えていると考えられるミスマッチの防止を図る一助とするとともに、生徒・学生の学習意欲を喚起し即戦力の強化に資することを目的として実施。

資料8 平成23年海事関連企業への就職率

資料9 各校の就職に関する取組

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

[内航乗船体験の実績等]

- ・ 期間：夏期休暇中の1週間～10日間
- ・ 乗船人数：70名
- ・ 受入船社数：32社
- ・ 受け入れ隻数：41隻

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

- ⑥ 海運業界や船員教育・訓練機関等との意見交換会等を通じて、海運業界のニーズを的確に把握するとともに、相互の連携を強化することにより、教育の質を向上させる。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

⑥ 海運業界のニーズへの対応

海運業界のニーズを的確に把握し、船員教育の質を向上させるために、海運業界や船員教育・訓練機関等と期間中に 50 回程度の意見交換会等を開催する等、相互の連携を強化するとともに、条約の改正に対応する講習（ECDIS、ERM 等）を強化する等、把握したニーズを教育に反映させ、その質を向上させる。

（年度計画における目標値）

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

（1）海技教育の実施

⑥ 海運業界のニーズへの対応

海運業界のニーズに的確に対応した効果的な海技教育を実施するため、海運業界や船員教育・訓練機関等と 10 回程度の意見交換会等を開催する等、相互の連携を強化するとともに、条約の改正に対応する講習（ECDIS、ERM 等）を強化する。

また、国土交通省における船員の確保・育成に関する検討会に参画する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

海運業界等のニーズを的確に把握し、教育の質を向上させるための目標を設定した。

② 実績値及び取組

⑥ 海運業界のニーズへの対応

(a) 意見交換会の実施

海運業界のニーズを的確に把握し、より効果的な海技教育を実施するため、海運業界や関係教育機関と30回の意見交換会を実施した。

業界からは、海技大学校の運航実務コースにおける受講枠(回数・人数等)の拡大等の要望があり、カリキュラムの見直しなどにより順次対応している。

(b) 航海訓練所との連携

航海訓練所との連携を強化するため、教員1名を航海訓練所の練習船「日本丸」に派遣し、乗船見学及び乗組員との意見交換(乗船中に6回実施)の機会を得ている。

(c) 条約の改正に対応する講習の強化

条約の改正に対応した講習については、STCW 条約*³が改正され、新たな技術革新への対応として、ECDIS*⁴の使用についての訓練が義務化され、2017年に完全実施となることを受け、ECDIS 訓練(IMO*⁵モデルコース 1.27 に基づく 5 日間(40 時間))を、国内法に先んじて 4 月より毎月 1 回開催し、89 名に対し訓練を実施した。

(d) 船員(海技者)の確保・育成に関する検討会への参画

国土交通省による船員(海技者)の確保・育成検討会に役職員を委員として参画させ、本機構の海技資格の取得や就職状況等の傾向を説明するとともに、教材の整備、奨学制度の充実等、教育環境の改善と関係者の連携が重要であることを訴えた。

また、会議の資料とするため、船員教育に関する卒業生アンケートを実施した。

*3 STCW条約：船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

The International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers

*4 ECDIS：電子海図情報表示システム

Electronic Chart Display and Information System

*5 IMO：国際海事機関

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（1）海技教育の実施

- ⑦ 授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するための教員の研修計画を策定し、研修及び船舶乗船研修を実施するとともに、適正な運営に必要な事務員等の研修計画を策定し、研修を実施する。

（中期計画）

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）海技教育の実施

⑦ 研修の実施

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するため、職務別及び職階別の研修計画を策定し、船舶乗船等の研修、適正な運営に必要な知識・技能を習得する研修を実施する。

なお、各研修修了者が各校にて、講師として研修を行う（二次研修）等の取組を強化し、期間中に外部研修を含め延べ 200 名程度の教員、事務員等に研修を受講させることとする。

（年度計画における目標値）

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）海技教育の実施

⑦ 研修の実施

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するため、本年度中に延べ 40 名以上の職員に対し、夏季休業中を利用しての内航乗船研修、職階別（新採用者、新管理職者）の研修（二次研修を含む。）を実施する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するための研修を実施し、中期計画の目標値を達成するための目標を設定した。

② 実績値及び取組み

⑦ 研修の実施

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を修得、教員の指導能力向上を図るため、期間中に延べ67名の教員に対して、内航船乗船研修、職階別研修、技術研修等を実施した。

また、機構の適正な運営に必要な知識・技能を修得させるため、期間中に延べ29名の事務員に対して、職階別研修を実施、あるいは外部研修（給与実務研修、行政スキル基礎研修、企業会計基礎研修、ホームページ研修等）に参加させた。

資料 11 平成 23 年度教職員研修の実績

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（1）海技教育の実施

- ⑧ 受験・入学のための広報活動を外部機関との連携により充実・強化し、船員を目指す人材をより多方面から確保するよう努める。

（中期計画）

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

（1）海技教育の実施

⑧ 広報活動等

地域との連携の強化、地方運輸局等への協力依頼等、広報活動における外部機関との連携を充実・強化し、船員を目指す人材を多方面から確保するよう努める。

（年度計画）

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

（1）海技教育の実施

⑧ 広報活動等

体験入学等の募集に有効なイベントを継続するとともに、海事産業次世代人材推進会議等が実施する事業への参加、また、若者が気軽に参加できるオープンキャンパスの開催、地方自治体等が行うカッターレースへの参加、マリンフェスタ等地域行事への参加や海の月間等に献血を主催する等地域との連携の強化、地方運輸局等への協力依頼等、広報活動における外部機関との連携を充実・強化する。

① 年度計画における目標設定の考え方

有効な広報活動を検討し、戦略的かつ効率的に募集活動を行うための目標を設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

⑧ 広報活動等

体験入学等の参加者が受験に及ぶことが多いことから、体験入学・オープンキャンパス等を積極的に開催するとともに、海事産業次世代人材推進会議が運営するホームページにて当機構を紹介及びバナー表示を行った。その他精力的に広報活動を展開した結果、平成24年度入学試験において応募者数は前年度より10名増加して、873名（本科309名、専修科564名）となった。

なお、平成24年度入学者は391名（本科148名、専修科243名）であった。

○ 主な取組

・ 生徒・学生募集の活動実績

(a) 中学校及び高等学校訪問

2,933校（中学校1,678校、高校1,255校）

(b) 体験入学・オープンキャンパスの実施

28回

(c) 学校説明会への参加

41回（本科及び専修科）

(d) 新聞・雑誌・広告等による広報

292回

(e) 学校案内等の送付

延べ34,133箇所

(f) その他

航海訓練所の練習船が近隣の港に寄港した機会を捉えて、同時期にオープンキャンパスを開催し、練習船の見学会を組み込むなど参加者が船の仕事等に具体的なイメージを持てるイベントを開催している。

・ 外部機関及び地域との連携強化

国土交通省海事局と連携し、海事思想の普及・海事人材確保の観点から、「全国中学校社会科教育研究会」東京大会の開催に合わせて、会場である都内の公立中学校宛に募集関係資料を送付し、参加中学校の教員へ配布した。

また、国土交通省近畿運輸局主催の「バリアフリー教室」を海技大学校において開催し、海上技術コースの学生23名が参加し、車いす利用者や視覚障害者の立場を体験するとともに、介助方法等を学ぶなど、外部機関等との連携強化を図った。

なお、本科校では、各校ともクラブ活動を積極的に行い、各校の知名度アップに貢献している。特に口之津校においては、前年度の準優勝に引き続き、第13回全国水産・海洋高等学校カッターレース大会で優勝し、口之津校及び機構の名前を全国に広めることができた。

資料12 本科及び専修科への応募状況

資料13 各校の広報活動に関する取組

資料14 平成23年度広報活動の実績

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 応募者数及び応募倍率

	定員	応募者数	応募倍率
本 科	120名	309名	2.58倍
専修科	230名	564名	2.45倍
計	350名	873名	2.49倍

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(2) 研究の実施

「独立行政法人海技教育機構法」第 11 条第 1 項第 2 号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を行う。

研究の実施に当っては、機構の目的を踏まえて、海技教育及び船舶運航に関する研究を組織的に行い、その結果を教育に反映し、船員の資質の向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努めることとする。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 研究の実施

海技教育、船舶の運航の分野で組織的に研究計画を策定し、期間中に 50 件程度の研究を行う。

研究の実施に当っては、機構の目的を踏まえて、国際条約の改正等に対応した重点的な研究並びに海技教育及び船舶運航に関する研究を組織的に行い、その結果を教育に反映し、船員の資質の向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努める。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 研究の実施

研究の実施に当っては、海技教育、船舶の運航の分野に係る教育科目及び授業内容に関する組織的に計画した 10 件以上の研究を行い、その成果を教育に反映する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

海技教育を効果的・効率的に行うための研究を行い、その結果を教育に反映させるための目標を設定した。

② 実績値及び取組み

研究管理委員会の審査を経て組織的に計画した、海技教育及び船舶運航に関する研究を 23 件(うち新規研究 12 件)実施した。

特に、より効果的・効率的な教育を志向して航海科及び機関科において次の重点研究を実施している。

- ・ 航海科：「海技者育成における教育・訓練資機材のあり方に関する研究」
教育・訓練に用いる資機材について、教育訓練プログラムにおける役割、教育効果及び新たなニーズ等について調査・検証を行い、教育・訓練資機材のあり方について提案するための研究
- ・ 機関科：「船員教育の高機能化に関する研究」
海技大学の機関科教室で実施している教育・訓練について、関係する条約及び国内法を根拠に評価を行うとともに、海技資格のレベルに応じた教育内容・深度の整理、授業時

間の配分の見直しなどにより一層効果的で効率的な教育プログラムを構築するための研究
また、その他の研究についても、「内航タンカー船員の BRM*⁶に関する意識調査」の分析結果についての BRM 訓練の座学への取り入れ、学会誌に発表した技術資料(2010 年におけるマリンエンジニアリング技術の進歩)の授業の教材への活用など、研究成果・実績を教育に反映するよう努めている。

*6 BRM : Bridge Resource Management

資料 15 平成 23 年度研究項目の一覧

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 成果の普及・活用促進

「独立行政法人海技教育機構法」第11条第1項第3号に基づき、海技教育の知見及び船舶運航に関する研究成果の普及・活用を図るとともに、海事思想を広く普及するための活動を行う。

成果の普及・活用促進に当っては、海技教育及び船舶運航関係の知識、技術、研究成果及びその他海事に関する情報等を海運業界、学会及び国民等へ積極的に公表して教育・研究成果の普及を目指すとともに、職員の専門知識の活用を図るために、国内外を問わず、研修員の受入れ及び各種機関・委員会へ専門家としての職員派遣等を推進する。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 成果の普及・活用促進

研究成果については、論文発表及び学会発表等を行い、研究報告書を作成するとともに、ホームページ上で研究成果及び海技教育に関する情報を公表し、教育・研究成果の普及を図る。

海技教育及び船舶運航に関する知識・技術の普及・活用促進を図るため、国内外の船員教育機関の要請に応じ、研修員を受け入れるとともに、政府機関等の要請に応じ海技教育専門家として海外へ派遣し、また、学会等の関係委員会へ委員として派遣する。

また、海事思想の普及に資するため、一般市民を対象とする練習船による体験航海等を行うとともに、教育・研究成果を活用して、一般市民を対象とする公開講座等を年25回程度開催する。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためと

るべき措置

(3) 成果の普及・活用促進

- ① 10 件程度の研究発表等を行う（うち、5 件以上は国内外での学会発表とする。）
- ② 国外の船員教育機関の要請に応じ、研修員を受け入れるとともに、政府機関等の要請に応じ海技教育専門家として海外へ派遣し、また、学会等の関係委員会へ委員として派遣することにより、海技教育及び船舶の運航に関する知識・技能の活用の促進を図る。
- ③ 海事思想の普及については、関係行政機関等と連携・協調して、一般市民を対象とする練習船による体験航海等を行うとともに、教育・研究成果を活用して、一般市民を対象とする公開講座等を年 25 回程度開催する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

- ① 研究発表等
教育・研究成果の普及を図るため、論文発表又は国際学会発表並びに国内学会発表等を各 5 回程度行い、研究発表会を開催するとともに研究報告書を作成するものとして設定した。
- ② 船員教育に関する保有している知識・技能を活用するための目標を設定した。
- ③ 海事思想の普及等
機構の保有する資産等を活用して海事思想の普及に資するため、市民を対象にした公開講座や練習船・カッターを活用した体験航海を実施するとともに、地域での海事関連催しへの積極的な参加協力を行うものとして目標を設定した。

② 実績値及び取り組み

- ① 研究成果の普及
研究成果については、次のとおり発表を行った。
 - ・ 査読付学会論文発表： 7 件
 - ・ 国際学会講演発表： 10 件
 - ・ 国内学会講演発表： 10 件
 - ・ 海技大学校研究報告等発表： 3 件

また、神戸運輸監理部主催の瀬戸内海の漁船員を対象とした「安全運航講習会」における講演、「油濁防止管理者養成講習」へ講師の派遣及び高校生を対象としたインターンシップ手引書の作成などにより、安全運航等に寄与した。

なお、研究について次のとおり公表を行い、研究成果の普及に努めた。

 - ・ 平成22年度海技大学校研究発表会の開催
 - ・ 「海技大学校研究報告」の発刊
 - ・ ホームページ上での成果の公表

資料 16 平成 23 年度研究発表の一覧

② 海外研修員の受入れ及び委員の派遣

(a) 研修員の受入れ

国土交通省海事局の依頼により、海技大学校及び国立清水海上技術短期大学校において、外国船員教育機関の行政官及び教官を 4 名受入れ、施設見学、授業・実習の視察及び意見交換を行った。

また、海技大学校においては、世界海事大学学生等の見学者 33 名を受入れたほか、国交省による開発途上国船員養成事業として ASEAN 諸国の船員教育者 20 名の受入れを行った。

その他、国立館山海上技術学校においては、東京海洋大学から 2 名の教育実習生を受け入れ、教育職員免許状取得に係る教育実習を実施した。

(b) 学会等関係委員会への委員派遣

社団法人日本航海学会、社団法人日本マリンエンジニア学会等の関係13団体に延べ49名を派遣した。

(c) その他

海事関係図書及び口述試験の参考書・問題集の執筆等を行ったほか、他の教育機関の依頼を受け、教科書の執筆に協力するなど、海技教育及び船舶の運航に関する知識を活用している。

また、海技大学校においては、フェリー会社の依頼を受け、運航中のフェリーに教員が乗り込み安全運航に関する検証を行い、助言・提言を行いました（6回実施）。

乗船検証の主な内容は次のとおり。

- ・船内の状況（掲示物、備付書類、備品等）の確認
- ・船橋その他各部の入出港準備作業、航海当直等に関して、「情報資源の活用」、「コミュニケーション」、「正規手順の運用」及び「曖昧さの存在」等の観点を重点に、運航の改善及び安全運航に関する提言

なお、平成23年度は政府機関から当機構への海外派遣要請はなかった。

資料 17 平成 23 年度委員等派遣の実績

③ 海事思想の普及

機構が保有する施設・設備、人材及び知識等を活用して、海事思想の普及に努めた。

(a) 保有資産等を活用した海事思想の普及

当機構が保有する練習船等を活用しての体験航海及び知識等を活用しての一般市民を対象とした公開講座等を合わせて 68 回開催した。

- ・校内練習船等による体験航海：51回
- ・公開講座等：17回

(b) ホームページを活用した海事思想の普及

平成23年度の本部及び各校のホームページへの訪問者数は、350,125件（対前年度比130%）であった。

資料 18 平成 23 年度ホームページアクセス数

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(4) 内部統制の充実・強化

機構の目的を有効かつ効率的に果たすために、自己点検・評価体制の定期的な見直しなどによりモニタリング機能を強化するとともに、全職員が内部統制活動に参加できる仕組みを構築し、内部統制の充実・強化を図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(4) 内部統制の充実・強化

機構の目的を有効かつ効率的に果たすために、内部評価委員会、監事監査等による自己点検・評価体制の定期的な見直し等によりモニタリング機能を強化するとともに、スクールレビューを活用して全職員が内部統制活動に参加できる仕組みを構築し、内部統制の充実・強化を図る。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(4) 内部統制の充実・強化

内部統制については、全職員に対してその取組等の周知徹底を図るとともに、内部評価委員会、監事監査等による自己点検・評価体制の定期的な見直し等によりモニタリング機能を強化する。さらに、スクールレビューの方法を見直すことにより全職員が内部統制活動に参加できる仕組みの構築を図る。

① 年度計画における目標設定の考え方

全職員が問題意識を共有し内部統制活動に参加できるようにするなど、内部統制の充実・強化を図ることを目標に設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成次年度以降の見通し

理事長のリーダーシップの下、内部統制の充実・強化に次のとおり取り組んだ。

・ 取組等の周知徹底

内部統制に係る現状と取組については、校長会議、業務連携調整会議等の諸会議、理事長等によるスクールレビュー及び監事監査の機会を捉えて、職員に対する説明を行い、全職員への周知徹底を図った。

・ モニタリング機能の強化

モニタリングについては、監事監査とスクールレビューとの関係を整理して、それぞれの指摘事項等について、必要に応じて相互のフォローアップを行うとともに各々の報告書を被監査部門のみならず、全校全職員に回付する等により、モニタリングの機能の強化を図るとともに情報の共有化を促進した。

・ 内部統制活動に参加できる仕組みの構築

また、全職員が内部統制に参加する観点から、スクールレビュー時には、理事長等の役員と職員が直接対話する意見交換の場を確実に設けて、教育現場の声が直接役員に届くようにした。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(5) 業務運営の情報化・電子化の取組

情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(5) 業務運営の情報化・電子化の取組

情報セキュリティに配慮した情報の電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(5) 業務運営の情報化・電子化の取組

情報セキュリティに配慮した上で、資料の電子化及び共有サーバーによる副教材等各種資料の共有化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

① 年度計画における目標値設定の考え方

適切なセキュリティ対策を講じつつ、情報の共有化を図り業務運営を効率的に行うための目標を設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成次年度以降の見通し

機構本部において、イントラネット上に共有ディスクを整備し、業務情報の電子化及び共有化を推進することで、事務の効率化を図った。(再掲)

また、情報セキュリティ対策のため、業務データの持出し・持込みについてのルールを職員間で再確認した。

各校においても、共有サーバーのディレクトリ（フォルダ）構造を改修して共有ファイルの整理（小樽校）、共有サーバーを利用したの海事関連の新聞記事等の共有化を実施（清水校）など、情報化・電子化に独自の取組を行っているところであり、情報の共有化について機構全体での運用についての検討を進めているところである。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

4. 財務内容の改善に関する事項

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

自己収入について、本科及び専修科にあつては、授業料を段階的に引き上げることにより、自己収入を拡大するものとする。また、船舶運航実務課程にあつては、講習の実施にかかる経費と講習料との関係を踏まえて、上記「3. (1) ②」に記載するとおり、実施する講習を精査し、継続する講習にあつては、講習料の引き上げなどにより受益者負担を確実に求めるものとする。併せて、事業全体についても、受益者負担のあり方について検討する。

(中期計画)

3 予算

(1) 自己収入の確保

運営費交付金を充当して行う事業については、「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

① 授業料の段階的引き上げ

本科及び専修科の授業料については、段階的に引き上げることにより自己収入を拡大する。

② 適正な受益者負担の検討

海技大学校が行う船舶運航実務課程については、講習の実施経費と講習料との関係を踏まえて、実施する講習を精査し、継続する講習にあつては、講習料の引き上げ等により、海運会社、受講者に対し適正な受益者負担を確実に求める。併せて、事業全体についても、受益者負担のあり方について検討する。

(年度計画)

3 予算

(1) 自己収入の確保

① 授業料の段階的引き上げ

本年度の本科及び専修科の入学者の授業料については、月額 7,000 円に引き上げる。

② 適正な受益者負担の検討

海技大学校が行う船舶運航実務課程については、作業部会等を設置し、講習の実施経費と講習料との関係を踏まえて、実施する講習を精査し、継続する講習にあつては、今後、講習料の引き上げ等により、海運会社、受講者に対し適正な受益者負担を確実に求めるため、その計画を策定する。あわせて、国及び関係団体等との連携により、事業全体についても、受益者負担のあり方について検討する。

① 年度計画における目標設定の考え方

海技課程については、行政刷新会議の事業仕分け（平成21年11月実施）結果を踏まえた授業料改定を行うものとして目標を設定した。また、実務教育の実施に当たっては実施する講習を精査するとともに、海運業界の状況等を勘案しつつ適切な受益者負担を求めていくことを目標として設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

① 授業料の段階的引き上げ

本科及び専修科の授業料について、段階的な引き上げ計画に基づき、平成23年度入学生から月額6,000円を7,000円に引き上げた。

なお、当該引き上げによる増収は約420万円になった。

② 適正な受益者負担の検討

海技大学校が行う船舶運航実務課程については、講習内容の検討を行い、講習（コース）を再編し、当面は講習に係る物件費を受講料で賄うことを目標として、平成24年度より順次受講料の引き上げを行うこととした。受講料の引き上げに当たっては、受講者数の増減及び自己収入に及ぼす影響等並びに海運業界の経営状況を注視しつつ、国土交通省が開催した「船員（海技者）の確保・育成に関する検討会」の報告等を踏まえ、更なる受益者負担の拡大について引き続き検討を行うこととしている。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

3 予算

(2) 予算

(3) 平成23年度～平成27年度収支計画

(4) 平成23年度～平成27年度資金計画

(年度計画)

3 予算

(2) 平成 23 年度予算(人件費の見積りを含む。)

(3) 平成 23 年度収支計画

(4) 平成 23 年度資金計画

(実績値)

1 予算計画

区 別	中期計画 予算金額 (百万円)	平成 23 年度計画	
		予算計画 金額 (百万円)	実績値 金額 (百万円)
収入			
運営費交付金	12,085	2,482	2,539
施設整備費補助金	842	112	151
受託収入	139	28	39
業務収入	1,034	190	215
計	14,101	2,812	2,944
支出			
業務経費	1,834	367	389
施設整備費	842	112	151
受託経費	139	28	37
一般管理費	1,059	219	194
人件費	10,226	2,086	2,030
計	14,101	2,812	2,801
	[人件費の見積り] 期間中総額 7,801 百万円を支出する。 ただし、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	[人件費の見積り] 年度中総額 1,579 百万円を支出する。 ただし、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	[人件費] 年度中総額 1,542 百万円を支出した。 ただし、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

2 収支計画

区 別	中期計画 収支計画 金額（百万円）	平成 23 年度計画	
		収支計画 金額（百万円）	実績値 金額（百万円）
費用の部	13,789	2,806	2,747
経常費用	13,789	2,806	2,747
業務費	8,828	1,794	1,923
受託経費	139	28	39
一般管理費	4,291	879	621
減価償却費	531	106	164
収益の部	13,789	2,806	2,735
経常収益	13,789	2,806	2,735
運営費交付金収益	12,085	2,482	2,322
受託収入	139	28	39
業務収入	1,034	190	282
資産見返負債戻入	531	106	92
純利益	0	0	12
目的積立金取崩額	0	0	16
総利益	0	0	4

3 資金計画

区 別	中期計画 資金計画 金額（百万円）	平成 23 年度計画	
		資金計画 金額（百万円）	実績値 金額（百万円）
資金支出	14,101	2,812	3,264
業務活動による支出	13,258	2,700	2,957
投資活動による支出	842	112	234
次期中期目標期間への繰越金	0	0	73
資金収入	14,101	2,812	3,160
業務活動による収入	13,258	2,700	3,015
運営費交付金による収入	12,085	2,482	2,539
受託収入	139	28	39
業務収入	1,034	190	437
投資活動による収入	842	112	145
施設整備費補助金による収入	842	112	145

① 年度計画における目標値設定の考え方

1. 予算計画

運営費交付金は、運営費交付金の算定ルール(財務省方針)に従い算定した。

2. 収支計画

業務費及び一般管理費には、人件費を含む。

減価償却費は、国から無償譲与された固定資産及び運営費交付金を財源として取得した固定資産の減価償却費である。

資産見返物品受贈額戻入は、国から無償譲与された固定資産の減価償却費相当額である。

3. 資金計画

業務活動による支出には、前中期の最終年度における処理である国庫納付金額を含む。

投資活動による支出は、固定資産取得にかかる費用である。

② 実績値及び取組み

—

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

—

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

4 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。

(年度計画における目標値)

4 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。

① 年度計画における目標値設定の考え方

資金計画による運営費2か月分を想定した。

② 実績値及び取組み

平成23年度において、短期借入金が発生していない。

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

5 重要な財産の処分等に関する計画

海技大学校児島分校の廃止に伴い、同校の重要な財産の処分を行う。

(財産処分の内容)

海技大学校児島分校土地、建物及び工作物

(年度計画)

5 重要な財産の処分等に関する計画

海技大学校児島分校の廃止に伴い、同校の重要な財産の処分を行う。

(財産処分の内容)

海技大学校児島分校土地、建物及び工作物

① 年度計画における目標設定の考え方

—

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

児島分校の土地、建物及び工作物等重要な財産の国への返納については、財務省、岡山県等の関係省庁等と引き続き協議を行うこととしている。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

6 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充のため使用する。

(年度計画)

6 剰余金の使途

年度中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充のため使用する。

① 年度計画における目標設定の考え方

教育基盤の整備充実を図るため、剰余金の使途について設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

年度中に生じた剰余金は、使途を限定された前中期目標期間繰越積立金であり、受託収益で取得した固定資産の減価償却費、棚卸資産、前払費用の費用化及び固定資産の取得により取り崩している。また、残額については、利益処分において積立金として処理している。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

5. その他業務運営に関する重要事項

(中期目標)

5 その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備の整備

機構の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

(中期計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

機構の目的を効率的に達成するために、期間中総額4.14億円規模の施設・設備の整備を行う。

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
教育施設整備費		
清水校総合実習棟建築工事	112	独立行政法人海技教育 機構施設整備費補助金
波方校学生寮耐震及び学生 寮等建築工事	645	
小樽校外壁屋上改修工事	85	

(年度計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

機構の目的の確実な達成のため、年度中に112百万円程度の施設・設備の整備を行う。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
教育施設整備費		
清水校総合実習棟建築工事	112	独立行政法人海技 教育機構施設整備 費補助金

① 年度計画における目標設定の考え方

機構の目的の確実な達成のため、年度中に112百万円程度の施設・設備の整備を行うものとして設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成20年6月に着工した清水校総合実習棟が3年2月の歳月を経て竣工した。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

清水校総合実習棟の概要

- ・ 着工年月 平成20年6月
- ・ 竣工年月 平成23年8月
- ・ 構造規模 R C造2階建て
- ・ 建築面積 1,039.64 m²
- ・ 延べ面積 1,547.19 m²
- ・ 総工費 389,859千円
- ・ 主な設備：航法演習室 機関実技室 機械工作室 溶接実習室 機関演習室
航海実技室 他

（中期目標）

5 その他業務運営に関する重要事項

（2）保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、保有の必要性について検証する。

（中期計画）

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

（2）保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、保有の必要性について検証する。

（年度計画）

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

（2）保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、保有の必要性について検証する。

① 年度計画における目標設定の考え方

保有資産の必要性等の点検を行い、保有の必要性の検証を行うため目標を設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

機構の保有資産については、陳腐化、不適用化の状況を機構の規定等に基づき実査するとともに、利用状況の調査を実施した。

なお、平成23年度調査においては、将来にわたり必要がないと認められる事案はなかった。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

5 その他業務運営に関する重要事項

(3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5 %以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を 23 年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

(中期計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5 %以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を 23 年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組みを踏まえ、厳しく見直す。

(4) 独立行政法人海技教育機構法(平成 11 年法律第 214 号)第 12 条第 1 項に規定する積立金の使途

第 1 期中期目標期間中からの繰越積立金は、第 1 期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 2 期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用及び東日本大震災の影響により第 1 期中期目標期間において費用化できず第 2 期中期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用等に充当する。

(年度計画における目標値)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5 %以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を本年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組みを踏まえ、厳しく見直す。

(4) 独立行政法人海技教育機構法(平成 11 年法律第 214 号)第 12 条第 1 項に規定する積立金の使途

第 1 期中期目標期間中からの繰越積立金は、第 1 期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 2 期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用及び東日本大震災の影響により第 1 期中期目標期間において費用化できず第 2 期中期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用等に充当する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

国家公務員の給与削減に関する取組を準用し、中期計画中の人件費を前中期期間の最終年度予算額を基準として5%以上削減する目標を設定した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

(3) 人事に関する計画

国家公務員の給与水準を考慮した上で、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づき人事院勧告に係る俸給引き下げ（平均△0.23%）及び給与減額支給措置として俸給月額に役職員に適用される所定の割合（9.77%、7.77%及び4.77%）を乗じて得た額を減ずる措置を役職員の給与に適用することとした（平成24年4月より実施）。その内容については、ホームページにて公表を行った。

また、人件費については、前年度総人件費改革対象人件費を基準として2.7%の削減に取り組み、平成23年度の削減率は4.8%となり着実に目標を達成している。

なお、平成23年度における当機構の給与水準を示すラスパイレス指数は94.8となっている。

(4) 独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）第12条第1項に規定する積立金の用途

第1期中期目標期間中からの繰越積立金は、第1期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第2期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充当したほか、東日本大震災の影響で次期中期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用に充当した。

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

(中期目標)

5 その他業務運営に関する重要事項

(4) その他

中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講じることとする。

(中期計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(5) その他

中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ所要の措置を講じる。

(年度計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(5) その他

中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ所要の措置を講じる。

なお、東北地方太平洋沖地震で被災した国立宮古海上技術短期大学校の入学式及びその後の教育を、第1四半期中を目途にして、国立清水海上技術短期大学校の施設で実施するとともに、施設や船舶等の復旧を図り、中期目標の達成に支障がないように努める。

① 年度計画における目標値設定の考え方

国の政策や海運業界のニーズに対応し適切な養成規模、体制で運営するための目標を設定した。

東日本大震災による宮古校被災の影響により教育サービスの低下を招かないように目標を設置した。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

① 今後の教育体制等について

本科及び専修科においては、新人船員に求められる能力等について、寮生活指導等により涵養を図っている。また、即戦力として耐えうる人材を教育するため、本科及び専修科の教育について航海訓練所との作業部会を立ち上げ、年度中に4回の会合を開催し、航海訓練所の内航練習船を活用した新たな教育訓練案を策定した。(再掲)

なお、「船員(海技者)の確保・育成に関する検討会」の報告を踏まえ、船員養成の規模、体制について引き続き検討を行うこととしている。

② 東日本大震災による被災と教育業務への影響について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により国立宮古海上技術短期大学校(以下「宮古校」という。)は艇庫が損傷し、船艇類が全損するといった被害があった。また、近隣の港も被災し、宮古での海上実習が不可能となり、教育業務が実施できない状況にあった。

機構本部では、速やかに災害対策統括本部及び教育実施のための現地対策班を立ち上げ対応に当たり、宮古校及び清水校と協議を重ね、宮古校の入学式及び第1四半期の教育業務については、清水校内に設置した宮古校仮校舎で実施し、教育業務に可能なかぎり支障が生じないよう努めた。

宮古校の復旧及び教育業務実施に当たっては機構本部、宮古校及び清水校の担当者間で入念な調整、学生へのサポートを行い、早期の復旧を図った。

ゴールデンウィークにも海上実習を行うなどの工夫により、当初の計画どおり授業・実習を終え、学生、教職員が全員そろって宮古に戻り、7月4日より本校舎での授業を行っている。

これらの取組の甲斐あって、平成23年度の宮古校の海技士国家試験合格率は95.3%(41/43人)、海事関連就職率は97.5%(39/40人)であり、年度計画を達成することができた。

なお、被災した校内練習船は10月に修繕工事を終え、11月17日に海上実習を再開し、艇庫については平成24年1月に修繕工事を完了している。

資料19 宮古校被災への対応状況

資料20 宮古校仮校舎の新聞記事

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

第2章 自主改善努力評価のための報告

○ 自然災害等に関するリスクへの対応

自然災害等の発生時には、以前より必要に応じ災害統括本部を設置して、情報の収集、二次災害の防止、復旧対策、被害者支援等の対応に当たることとしていたが、東日本大震災により国立宮古海上技術短期大学校が被災した経験を基に、本部（静岡県静岡市）が被災した場合は、海技大学校（兵庫県芦屋市）に災害対策統括本部を設置することとし、バックアップ体制を整えた。

また、被災時の生徒・学生、職員等の安否確認を円滑に行うため、連絡先名簿を作成の上、本部及び海技大学校にて保管することとし、生徒・学生が学外で被災した時に学校及び本部に速やかに連絡ができるよう、学生証の裏面に機構本部の連絡先を明記するなどして自然災害等に関する危機管理を強化した。